

VIII 教育職員免許状取得のための履修要領

1. 教育職員免許状の種類及び教科について

理学部の所定の単位を修得し、卒業した者は、第1表に示す教育職員免許状（以下「免許状」という。）の授与を申請することができる。

第1表 免許状の種類・教科

学 科	種 類	教 科
理 学 科	中学校教諭 一種免許状 高等学校教諭 一種免許状	数学又は理科

2. 基礎資格及び最低修得単位表について

免許状を取得するために必要な基礎資格及び最低単位数は第2表のとおりである。

なお、第2表の「大学において修得することを必要とする最低単位数」については「5. 『教科又は教科の指導法に関する科目』の修得について」、「6. 『教育の基礎的理解に関する科目等』の修得について」、「7. 『大学が独自に設定する科目』の修得について」で確認すること。

第2表 基礎資格及び最低修得単位表

免許状 の種類	所 要 資 格	基 礎 格	大学において修得することを 必要とする最低単位数		
			教科及び教科の 指導法に関する科目	教育の基礎的理解に 関する科目等（※）	大学が独自に 設定する科目
中学校教諭一種免許状 （数学・理科）	学士の学位を 有すること		28	31	
高等学校教諭一種免許状 （数学・理科）			24	27	8

（※）「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実習」、「教職実践演習」

3. 教育職員免許法施行規則第66条の6において定める科目について

免許状を取得するために必要な教育職員免許法施行規則第66条の6において定める科目の本学授業科目及び必要単位数は第3表のとおりである。

第3表 教育職員免許法施行規則第66条の6において定める科目

免許法施行規則に定める科目	左記に該当する本学授業科目	必 要 単位数
日 本 国 憲 法	基盤共通教育科目の「日本国憲法」	2
体 育	基盤共通教育科目の「健康・スポーツ科学」及び「スポーツ実技」、又は「スポーツセミナー」の授業科目 （「健康・スポーツ科学」の授業科目のみ、「スポーツ実技」の授業科目のみの修得では要件を満たさない。）	2
外国語コミュニケーション	基盤共通教育科目の「コミュニケーション英語」	2
情 報 機 器 の 操 作	基盤共通教育科目の「情報処理」	2

4. 介護等の体験について

中学校（数学・理科）の免許状を取得するには、介護等の体験（7日間）を行う必要がある。
介護等の体験に関するオリエンテーションや必要な手続き等については、その都度、掲示により周知するので、十分注意すること。

介護等の体験を終了した場合は、「介護等体験（含事前指導）」として2単位を修得できる。ただし、この単位は教員免許状取得のための「教科又は教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」の単位数、及び卒業要件の単位数に含めることはできない。

5. 「教科及び教科の指導法に関する科目」の修得について

第2表の「大学において修得することを必要とする最低単位数」の「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位は、中学校または高等学校の免許状ごとに各免許教科の種類に応じた必修科目とその単位数が次の第4表及び第5表のように定められている。

第4表 数学の免許

教科及び教科の指導法に関する科目	本学部開講科目	単位数	開講年次	最低修得単位数 (中学校)	最低修得単位数 (高等学校)
代 数 学	線形代数	2	2	1 以上	1 以上
	線形代数演習	2	2		
	◎代数入門	2	2		
	代数学A	2	3		
	代数学B	2	3		
	代数学C	2	3		
	代数学D	2	3		
幾 何 学	◎集合と位相 I	2	2	1 以上	1 以上
	◎集合と位相 II	2	2		
	集合と位相演習	2	2		
	幾何学A	2	3		
	幾何学B	2	3		
	幾何学C	2	3		
	幾何学D	2	3		
解 析 学	◎微分積分 I	2	2	1 以上	1 以上
	◎微分積分 II	2	2		
	微分積分演習	2	2		
	解析学A	2	3		
	解析学B	2	3		
「確率論・統計学」	◎数理統計入門	2	2	1 以上	1 以上
	確率論A	2	3		
	確率論B	2	3		
コンピュータ	◎プログラミング	2	2	1 以上	1 以上
	計算数学A	2	3		
	計算数学B	2	3		
	コンピュータアーキテクチャ	2	2		
	データ構造とアルゴリズム	2	3		
各教科の指導法 (情報機器及び教材 の活用を含む。)	◎数学科教育法	2	2	2 以上	2 以上
	○数学の教材分析A	2	2		
	○数学の教材分析B	2	3		
	○数学科実践演習	2	3		
				計 20	計 20
				計 8	計 4

1) ◎印の講義科目は、必修科目となっているため、全て修得する必要がある。

2) ○印の科目は、中学校免許と高等学校免許で最低修得単位数の内訳が異なるため注意すること。

第5表 理科の免許

教科及び教科の 指導法に関する科目	本学部開講科目	単位 数	開講 年次	最低修得単位数 (中学校)		最低修得単位数 (高等学校)	
物 理 学	◎物理学概論	1	2	1 以上		1 以上	
	力学演習Ⅰ	2	2				
	電磁気学演習Ⅰ	2	2				
	電磁気学演習Ⅱ	2	2				
	量子力学演習Ⅰ	2	2				
	量子力学演習Ⅱ	2	3				
	熱・統計力学演習	2	3				
	力学Ⅰ	2	2				
	力学Ⅱ	2	2				
	電磁気学Ⅰ	2	2				
	電磁気学Ⅱ	2	2				
	熱・統計力学Ⅰ	2	3				
	物理数学	2	3				
	放射線物理学	2	3				
化 学	◎基礎元素化学	2	2	1 以上		1 以上	
	基礎分析化学	2	2				
	基礎生物化学	2	2				
	無機化学Ⅰ	2	2				
	有機化学Ⅰ	2	2				
	物理化学Ⅰ	2	2				
	分析化学Ⅰ	2	2				
	生物化学Ⅰ	2	2				
	物理化学演習	2	3				
	無機化学演習	2	3				
	分析化学演習	2	3				
	有機化学演習	2	3				
生 物 学	◎基礎生物学	2	2	1 以上	計 2 0	1 以上	計 2 0
	細胞生物学Ⅰ	2	2				
	遺伝学Ⅰ	2	2				
	進化学Ⅰ	2	2				
	生態学Ⅰ	2	2				
	系統分類学	2	2				
	植物生理学	2	3				
	発生生物学	2	3				
	細胞生物学Ⅱ	2	2				
	遺伝学Ⅱ	2	2				
	生態学Ⅱ	2	2				
	進化学Ⅱ	2	2				
地 学	◎地球史科学Ⅰ	2	2	1 以上		1 以上	
	地球物質科学Ⅰ	2	2				
	物質循環科学Ⅰ	2	2				
	物質循環科学Ⅱ	2	2				
	固体地球科学Ⅰ	2	2				
	地球物質科学Ⅱ	2	2				
	地球史科学Ⅲ	2	3				
	地球史科学Ⅳ	2	3				
	地球物質科学Ⅲ	2	3				
	地球物質科学Ⅳ	2	3				
	固体地球科学Ⅲ	2	3				

教科及び教科の 指導法に関する科目	本学部開講科目	単位 数	開講 年次	最低修得単位数 (中学校)	最低修得単位数 (高等学校)	
物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○共通物理学実験	1	1	1 以上	1 以上	
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○共通化学実験	1	1	1 以上		
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○共通生物学実験	1	1	1 以上		
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	○共通地球科学実験	1	1	1 以上		
各教科の指導法 (情報機器及び教材 の活用を含む。)	◎理科教育法	2	2	2 以上	計 8	2 以上
	○理科の教材分析	2	3	2 以上		2 以上
	○理科実践演習 (物理学・化学)	2	2	2 以上		
	○理科実践演習 (生物学・地学)	2	3	2 以上		
						計 4

- 1) ◎印の講義科目は、必修科目となっているため、全て修得する必要がある。
- 2) ○印の実験科目は、中学校免許と高等学校免許で最低修得単位数の内訳が異なるため注意すること。

6. 「教育の基礎的理解に関する科目等」の修得について

第2表の「大学において修得することを必要とする最低単位数」の「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位のうち、必修科目とその最低修得単位数は、第6表のとおりである。下表に基づき、中学校の免許状を取得しようとする場合は31単位（数学、共通）以上、高等学校の免許状を取得しようとする場合は27単位（数学、理科共通）以上を修得しなければならない。

第6表

教育の基礎的理解に関する科目等	授業科目	単位数	開講年次	免許状に必要な最低修得単位数	
				中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
教育の基礎的理解に関する科目	教 育 原 論	2	2	2	2
	教 職 論	2	2	2	2
	教 育 社 会 学	2	2	2	2
	教 育 経 営 学	2			
	発 達 心 理 学	2	2	2	2
	学 習 心 理 学	2			
	特 別 支 援 教 育 総 論	2	2	2	2
	教 育 課 程 編 成 論	2	3	2	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育の理論と実践	2	3	2	
	総合的な学習の時間論	2	3	2	2
	特 別 活 動 論	2	3	2	2
	教 育 方 法 ・ 技 術 (情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。)	2	2	2	2
	生 徒 指 導 ・ 進 路 指 導	2	3	2	2
	教 育 相 談	2	3	2	2
教 育 実 習	教育実践実習事前・事後指導 (中 ・ 高)	1	3・4	1	1
	教育実践基礎実習(中)	1	3	1	
	教 育 実 践 実 習 B	3	4	3	
	教 育 実 践 実 習 C	2	4		2
教 職 実 践 演 習	教 職 実 践 演 習 (中 学 校 ・ 高 等 学 校)	2	4	2	2
大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	サイエンスコミュニケーターA	2	3		

- (注) 1) 開講期は、授業時間割表により確認すること。
 2) 教科教育法は、取得しようとする免許状の教科に対応する科目を必ず修得すること。
 3) 教育実践実習は、取得しようとする免許の校種により、履修する科目が異なる。
 「教育実践実習B」：中学校の免許のみ又は中学校及び高等学校の免許を取得する場合。
 「教育実践実習C」：高等学校の免許のみを取得する場合。
 4) 教育実践実習の実施の詳細は、別に指示する。
 5) 「教育実践実習事前・事後指導」は、必修科目である。
 6) 「サイエンスコミュニケーターA」を除く教育の基礎的理解に関する科目等は、サイエンスコミュニケータープログラム履修者のみ履修登録することができる。
 卒業要件への算入については、「IV 履修要領」の「2-2 基盤専門教育科目の卒業要件と履修方法」(P8)を参照すること。

6-1 教育実習の履修条件

「教育実践基礎実習(中)」 「教育実践実習B」 及び「教育実践実習C」 を履修するためには以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 「教育実践基礎実習(中)」 を履修するためには、前年度までに第7表に示す授業科目の中から、教科教育法2単位を含む5科目10単位以上を修得していなければならない。

第7表

授 業 科 目	単位数	授 業 科 目	単位数
教 職 論	2	教 育 経 営 学	2
教 育 原 論	2	教育方法・技術	2
学 習 心 理 学	2	教 科 教 育 法	2

- (2) 「教育実践実習B」 を履修するためには、前年度までに「教育実践基礎実習(中)」 及び「生徒指導・進路指導」 を修得していなければならない。
- (3) 「教育実践実習C」 を履修するためには、第7表に示す授業科目に加え、前年度までに「生徒指導・進路指導」 を修得していなければならない。
- (4) 「教育実践実習B又はC」 を履修するためには、「IV 履修要領」の「4. 卒業研究の履修条件」に示すサイエンスコミュニケータープログラムの条件を満たさなければならない。

6-2 教職実践演習の履修条件

「教職実践演習」を履修できる者は、受講学期までに中学校又は高等学校の免許状取得に必要な第6表の「教育実習」に示す最低修得単位数を修得しているか、受講学期に「教育実践実習B又はC」を履修している者に限る。

なお、「教職実践演習」の授業の中で履修カルテや教育実践実習に行った際に作成した指導案を使用する。履修カルテについては授業開始前までに完成させること。

7. 「大学が独自に設定する科目」の修得について

第2表の「大学が独自に設定する科目」とは、「教科又は教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」から最低修得単位数を超えて修得した科目のことを指す。第4表、第5表及び第6表に記載されている科目のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目により、免許状の校種ごとに必要とする単位数を満たすこと。